

金沢美術工芸大学大学院運営委員会規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢美術工芸大学研究科委員会規程（平成 22 年規程第 30 号）第 4 条の規定に基づき、大学院運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、教育研究審議会の方針を受け、金沢美術工芸大学大学院学則（平成 22 年規則第 2 号）第 6 条第 3 項及び第 4 項並びに金沢美術工芸大学研究科委員会規程（平成 22 年規程第 30 号）第 3 条に定める審議事項を検討する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 担当する教育研究審議会委員（以下「審議会委員」という。）
- (2) 絵画専攻の各コース、彫刻専攻、芸術学専攻、工芸専攻、デザイン専攻の各コース及び一般教育等から選出された教員 各 1 人
- (3) 事務局長
- (4) 前各号に掲げる者のほか、委員会において特に必要と認める者

(構成員の指名)

第 4 条 委員会の構成員（以下「構成員」という。）は、各専攻の推薦等に基づき、研究科長が指名する。

(審議会委員の職務)

第 5 条 審議会委員は、教育研究審議会の方針を受け、委員会を総括し、代表する。

2 審議会委員は、必要に応じて委員会を招集することができる。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、構成員の互選を経て教育研究審議会の承認により研究科長が選任する。

2 委員長は、審議会委員を補佐し、委員会の議事の進行に当たる。

3 委員長は、審議会委員の指示により、その職務を代理する。

(代理出席)

第 7 条 構成員は、やむを得ない理由があるときは、審議会委員の承認を得て代理者を出席させることができる。

(意見の聴取)

第 8 条 審議会委員は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(報告)

第 9 条 審議会委員は、委員会の検討結果を速やかに研究科長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。